

○津久見市創業支援事業補助金交付要綱の特例を定める要綱

(令和2年12月18日告示甲第48号)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)収束後の地域経済の回復、強靱な経済構造の構築等を図るため、(旧)社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者募集要項(令和2年告示乙第71号。以下「募集要項」という。)及び(旧)社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者選定における公募型プロポーザル実施要領(令和2年告示乙第72号。以下「実施要領」という。)により選定された事業者に対し、津久見市創業支援事業補助金交付要綱(平成30年告示甲第24号)の特例を定め、創業に必要な経費の一部を補助することについて、津久見市補助金等交付規則(昭和39年津久見市規則第9号)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特例補助金 本要綱の規定により交付する補助金をいう。
- (2) 創業 募集要綱で選定された事業者が当該選定時に提案した事業(以下「選定事業」という。)を開始することをいう。
- (3) 選定事業所 選定事業を実施する事業所
- (4) 創業日 選定事業に着手する日をいう。

(特例補助金の対象者の要件)

第3条 特例補助金の交付対象となる者は、募集要項及び実施要領により選定された事業者で、過去に市から同種の補助金等の交付を受けていないものとする。

(特例補助金の対象経費等)

第4条 特例補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、原則として市内で消費された別表の左欄に掲げるもの(別表の第1項(3)に掲げる経費にあつては、市外での消費も含む。)であつて、第6条の規定による交付決定を受けた日から、原則として令和3年3月31日までに支払った経費とする。ただし、国、県、その他の機関から補助金の交付を受けたことがある経費又は受ける予定がある経費、その他市長が適当でないと認めるものを除く。

- 2 特例補助金の額は、補助対象経費に別表第2の中欄に規定する補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(特例補助金の交付申請)

第5条 特例補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、津久見市創業支援事業特例補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、創業日より前に市長に申請しなければならない。

- (1) 特例補助金に係る創業計画書(第2号様式)
- (2) 補助対象経費の内訳がわかる見積書等の書類
- (3) 特例補助金に係る誓約書兼承諾書(第3号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

- 2 前項第1号の特例補助金に係る創業計画書を作成するときは、必要に応じて、津久見商工会議所の指導を受けるものとする。

(特例補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を審査し、特例補助金の交付を適当と決定したときは、津久見市創業支援事業特例補助金交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による決定は、予算の範囲内において行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による決定に必要な条件を付することができるものとする。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、選定事業終了後速やかに、津久見市創業支援事業特例補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 特例補助金に係る収支報告書(第6号様式)
 - (2) 契約書、支払を証する書類の写し等
 - (3) 特例補助金の補助対象事業の内容等が確認できる写真、印刷物等
 - (4) 所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する届出書の写し又は登記事項証明書の写し等
 - (5) 住民票の写し(個人が創業する場合に限る。)
 - (6) 滞納が無いことの証明(国税、県税、市税等)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (特例補助金の額の確定通知)

第8条 市長は、前条に規定する特例補助金に係る実績報告書を受理したときは、交付すべき特例補助金の額を確定し、津久見市創業支援事業特例補助金の額の確定通知書(第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。
(特例補助金の交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、特例補助金の交付を受けようとするときは、津久見市創業支援事業特例補助金交付請求書(第8号様式)により、市長に請求するものとする。
(特例補助金の返還)

第10条 市長は、特例補助金の交付を受けた者が、実施要領の参加資格の要件を欠いたときは、当該補助金の返還を命ずることができる。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第4条関係)

特例補助金の補助対象経費	補助率	限度額
1 選定事業所の開設等に係る経費(事業の用に供するものに限る。)で次に掲げるもの (1) 建物(外構工事等を含む。)、駐車場の改修費 (2) 什器備品及び設備費(車両については、販売等の事業の用に供するものに限る。) (3) 事業所移転、営業店舗の新設・拡大等に係る費用(引越し代金、電話・インターネット回線等の新設・敷設替え等) ※市外消費可 ※消耗品費及び美術品、骨董品等の価額の判断において専門的な知見を要するものに係る経費を除く。	補助対象経費の額の3分の2以内	200万円
2 事業の運営に係る経費で次に掲げるもの (1) 広告宣伝費(パンフレット、ホームページ製作費等)		

(2) 販売促進等に係る費用(新商品開発、販路拡大等)		
-----------------------------	--	--